○宮古島市優良建設工事表彰規程

平成27年3月31日 訓令第16号

改正 平成28年6月28日訓令第37号

(目的)

第1条 この規程は、本市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者を表彰することにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 建設工事 建設業法 (昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第 2条第1項に定める工事をいう。
 - (2) 建設業者 法第2条第3項に規定する建設業者をいう。
 - (3) 評定点 宮古島市工事成績評定要領(平成27年宮古島市告示第80号) 第4条第3項に規定する、市長が別に定めた工事成績採点表における評定 の合計点数(以下「評定点」という。)をいう。
 - (4) 選考委員会 第6条に規定する宮古島市優良建設工事表彰選考委員会 をいう。

(対象となる建設工事の規模等)

- 第3条 表彰の対象となる建設工事は、その請負代金が500万円以上の工事 で、表彰年度の前年度に完成したものとする。
- 2 表彰の対象となる建設工事は、評定点が80点以上の工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 建設工事の内容が契約の条件に従い確実に履行されていること。
 - (2) 建設工事の規模又は困難性によく対処していること。
 - (3) 建設工事の現場の労務管理が円滑に行われ、かつ作業の安全確保がされていること。
 - (4) 資材の管理・保管が適正に行われていること。
 - (5) その他本市との連絡調整、建設工事施工中の第三者への利便措置等が

適切に行われていること。

3 市内に事業所を有しない事業者及び市外業者のみで構成する共同企業体の 施工した工事は、前項の規定にかかわらず、表彰の対象外とする。

(欠格事項)

- 第4条 表彰の対象となる建設業者が、表彰年度の前々年度から当該表彰年度 の表彰日までの間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰し ないものとする。
 - (1) 宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に 関する要領(平成21年宮古島市告示第69号)の措置要件に該当し、指名停 止措置を受け、又は受けることが明らかである場合
 - (2) 法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けることが明らかである場合
 - (3) 他の工事において、評定点が65点未満の工事を施工した場合
 - (4) その他、表彰することが不適当と認められる場合 (表彰を受ける建設工事の決定)
- 第5条 市長は、表彰の対象となる建設工事について、宮古島市優良建設工事表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)が行う審査の結果に基づき、表彰を受けるべき建設工事(共同企業体で施工する建設工事を含む。)を決定する。ただし、表彰決定から表彰日までの間に第4条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、市長は、当該決定を取り消すことができる。

(選考委員会の組織)

- 第6条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長に副市長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、企画政策部長、農林水産部長、建設部長、上下水道部 長及び教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職を 代理する。

(会議)

- 第7条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 選考委員会は、現場の調査、設計書の確認及び推薦理由等の説明を関係職員に求めることができる。
- 4 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が緊急を要すると認めるときは、持ち回りで回議して選考委員会の 審議に替えることができる。

(推薦書の提出)

- 第8条 建設工事の主管課長は、優良建設工事と認められるべきと思われる建設工事を選定し、優良建設工事表彰推薦書(様式第1号。以下「推薦書」という。)に関係書類を添付して契約検査課長に提出するものとする。
- 2 契約検査課長は、前項の規定により推薦書の提出を受けたときは、当該施工業者の工事成績、第4条の規定に関する事項、推薦書の内容を確認し、推薦書及び関係書類を選考委員会に提出するものとする。

(選考委員会の結果報告)

- 第9条 選考委員会は、前条第2項の推薦書及び関係書類の提出を受けたとき は、審査を行い、表彰に該当すると認められる優良建設工事を選定し、その 結果及び審査経過を市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による選考委員会の報告を受けたときは、優良建設工事を決定し、優良建設工事表彰選考結果通知書(様式第2号)により当該建設工事の主管課長に通知するとともに、優良建設工事の表彰決定について (通知) (様式第3号)により請負者に通知するものとする。

(表彰の期日及び方法)

第10条 市長は、表彰の期日を定め、表彰を受けるものと決定した建設業者に 対し、表彰状を授与する。

(平28訓令37·一部改正)

(庶務)

第11条 選考委員会に関する事務は、総務部契約検査課において処理する。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成28年6月28日訓令第37号) この訓令は、公布の日から施行する。 様式第1号(第8条関係)

号

年 月 日

契約検査課長

殿

課(室)長

印

優良建設工事表彰推薦書

標記の件について、宮古島市優良建設工事表彰規程第8条第1項の 規定に基づき、下記の建設工事を推薦します。

工 事 名	
工事場所	
工期	
請負代金額	評 定 点
住 所請負者 商号及	現場代理人
び名称 氏 名	主任 (監理) 技術者
工事概要	
推薦理由	
添 付 書 類	着手前/着手後写真、請負契約書(変更含む)、検査合格通知書(写し)、その他関係書類

様式第2号(第9条関係)

第 号

年 月 日

殿

宮古島市長

印

優良建設工事表彰選考結果通知書

年 月 日付 発第 号で推薦のあった優良建設工事について、宮古島市優良建設工事表彰規程第9条第1項の規定に基づく選考の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

工事名:

請負者:

様式第3号(第9条関係)

第 号

年 月 日

印

殿

宮古島市長

優良建設工事の表彰決定について (通知)

貴社が施工した について、宮古島市優良建設工事表彰規程第9条第1項の規定に基づく選考の結果、優良建設工事として下記のとおり表彰することを決定しましたので通知します。

記

- 1. 表彰年月日:
- 2. 表 彰 時 間:
- 3. 表 彰 場 所:

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第9条関係)